

小布施町屋外広告物安全管理指針

平成29年10月31日制定

第1 趣旨

本指針は、小布施町屋外広告物条例(平成18年小布施町条例第3号。以下「条例」という。)に規定する屋外広告物又はこれを掲出する物件(以下「広告物等」という。)を表示し、設置し、又は管理する者(以下「管理者等」という。)による自主点検(以下「点検」という。)に関し必要な基本的事項を定め、公衆への危害の防止及び良好な景観の育成若しくは風致の維持を図ることを目的とする。

第2 適用の範囲

本指針は、小布施町屋外広告物条例施行規則(以下「規則」という。)第3条の2第2項に規定する広告物等を対象とする。

第3 用語の定義

本指針における用語の定義は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 「目視点検」とは、目視による点検を行うこと。この場合、通常立入可能な場所からできる限り対象物に近づき、実効性のある点検を行うものとする。
- (2) 「標準点検」とは、概ね60センチメートルに近づいての目視、触診、打音その他により点検を行うこと。この場合、外部だけでなく外装材を外しての内部点検も行うものとする。
- (3) 「詳細点検」とは、測定器具を用い広告物等を構成する部材について詳細な計測や検査を行うこと。この場合、広告物等の種類に応じ必要な点検箇所について寸法等の測定及び強度等の試験等を行うものとする。

第4 点検の実施

- 1 広告物等の管理者等は、日常の補修その他の管理に加え、広告物等を表示し、設置し、又は改造したとき及びその後3年以内ごとに、次に掲げるところにより広告物等の種類、材質、経過年数及び設置状況に応じ必要な点検を行い、当該広告物等の安全性を確認しなければならない。
 - (1) 点検時期及び点検方法は、別表のとおりとする。
 - (2) 点検は、目視点検及び標準点検を基本とし、広告物等の状態を正確に把握できる方法により行うこと。
 - (3) 目視点検又は標準点検を実施しても、なお、安全性の判断ができない場合は、詳細点検により広告物等の状態を確認すること。
 - (4) 突風、降雪、台風、地震等の災害が予測され若しくは発生した場合にあって、広告

物等の安全性への影響があると認められる時は、直ちに点検を実施すること。

- (5) 点検箇所及び点検項目（以下「点検箇所等」という。）は、次に掲げる事項を基本とし、適切な点検方法により異常の有無を確認すること。なお、点検箇所等は、広告物等の種類又は形状等に応じて適宜増減すること。

ア 基礎部・上部構造	傾斜・ぐらつき・ひび・隙間・さび・老朽化・その他
イ 支持部	接合部材の腐食・変形・隙間・破損、ボルト及びビス等のさび・緩み・欠落、滞水、その他
ウ 取付部	アンカーボルト及びプレートの変色・変形・破損、溶接部・コーキングの劣化・はく離、柱・壁・スラブの取付け箇所及び周辺の異常、その他
エ 表示面	部材の腐食・破損・剥離・汚染・退色・変色等、ビス等の欠落、底部の腐食・水抜き孔の詰まり、滞水、その他
オ 照明部	点灯・発光の不良、部材の破損・変形・さび、滞水、周辺機器（分電盤・配線・変圧器・スイッチ等）の劣化・破損、その他
カ その他	付属部品（装飾・振れ止め棒・鳥よけ・その他）の腐食・破損、避雷針の腐食・破損、その他

- 2 点検方法の詳細は、「屋外広告物の安全点検に関する指針（案）」（国土交通省都市局公園緑地・景観課）及び「屋外広告物点検基準（案）」（一般社団法人日本屋外広告業団体連合会ほか）を参考とすること。

第5 危害防止等の措置

管理者等は、点検の結果、広告物等が公衆に危害を与え又は良好な景観の育成若しくは風致の維持に害を及ぼすことが認められたときは、次に掲げるところにより危害防止等の措置を講じること。

- (1) 広告物等が、条例第3条第2項及び第3項に規定する基準に適合しないときは、状態に応じ補修、改修及び撤去その他必要な措置を直ちに講じること。特に、倒壊又は落下等により公衆に危害を及ぼすおそれのある場合は、上記の措置とあわせて、必要に応じ所轄警察等と連携し、周辺への立ち入り制限等、危害防止のため必要な措置を講じること。
- (2) 広告物等の種類、材質等を踏まえた耐用年数を十分考慮し、設置後長期間経過し老朽化が認められるものは、大規模改修又は撤去等の対策を講じること。

第6 点検記録の作成・保管

- 1 第4第5項による点検結果は、広告物等安全点検記録（様式）（以下「点検記録」という。）により記録すること。ただし、広告物の種類又は形状により様式によりがたい

場合は、これに準じる書面の作成に替えることができるものとする。

- 2 前項に定める点検記録は、点検の実施状況が分かる書類（作業の写真、点検を委託した場合は契約書その他必要な書類）とあわせて、当該広告物が除却されるまでの間、管理者等関係者が共有し保管しなければならない。
- 3 前項により保管する点検記録等の書類は、町から報告の求めがあった場合は提出しなければならない。

備考

本指針は、平成30年4月1日から運用するものとする。

（別表）（第4関係）

点検時期	表示・ 新設・ 改造時	災害時等 ※	経過年数					
			3年目	6年目	9年目	12年目	15年目	16年目以降、 1年ごと
点検方法	標準点検	目視点検	目視点検	標準点検	標準点検	標準点検	標準点検	標準点検
		上記点検では安全性 の判断ができない場 合は、標準点検又は詳 細点検を実施	上記点検では安全性の判断ができない場合は、詳細点検を実施					

※「災害時等」とは、第4.1(4)に該当する場合のこと。